

○入間市スポーツ推進審議会条例

昭和 58 年 7 月 4 日

条例第 16 号

入間市スポーツ振興審議会設置条例（昭和 42 年条例第 36 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 31 条の規定に基づき、入間市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、スポーツの推進に関し必要と認める事項について市長に建議することができる。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織し、知識経験者のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、健康推進部スポーツ推進課において処理する。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、昭和60年4月30日までとする。

附 則（昭和62年条例第30号）

この条例中第1条の規定は昭和62年7月4日から、第3条の規定は昭和64年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第27号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第19号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第20号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の入間市スポーツ振興審議会条例第3条の規定により委嘱されている入間市スポーツ振興審議会の委員は、第1条の規定による改正後の入間市スポーツ推進審議会条例第3条の規定により委嘱された入間市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

附 則（平成28年条例第27号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（入間市スポーツ推進審議会条例の改正に伴う経過措置）
- 6 この条例の施行の際現に第23条の規定による改正前の入間市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱されている入間市スポーツ推進審議会の委員は、当該委嘱に係る任期の間、同条の規定による改正後の入間市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱された委員とみなす。